



飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

- 本年に入り、事業用自動車の飲酒運転事故が13件(うちトラックが10件)と急増しており、5月だけで、4件発生しています。
- 事業用トラック運転手による飲酒運転は反社会的行為であり、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼性をも崩壊させるばかりでなく、トラック運送業界全体の社会的信頼性を著しく失墜させる極めて悪質なものであり、飲酒運転の防止等関係法令の遵守はトラック業界にとって喫緊の課題であります。
- トラック運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定・維持の観点から、緊急事態措置の期間においても、業務の継続が求められ、感染症防止措置を講じたうえで、多くのトラックドライバーが日夜懸命に尽力し社会貢献を行っているなかで、こうした心ない一部のドライバーが惹起した飲酒運転により、国交省より全ト協に対して「事業用自動車の運転手に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」という再要請がされたことを我々は重く受け止める必要があります。
- トラック運送業界からの「飲酒運転根絶」に向けた取り組みを更に強力にお願いします。
 - ① 全ト協作成の「飲酒運転防止対策マニュアル」を有効活用する。
 - ② 安全環境委員会を中心に飲酒運転撲滅に向けた効果的な取り組みを積極的に実施する。

交通死亡事故は減少

- 県内の5月末の交通事故死者数は12人で前年比-17人です。全国的に見ますと、増減数(-17人)、増減率(-58.6%)ともに、上位に位置しており、良好であります。(目標はあくまでも死亡事故ゼロです。)
- 緑ナンバートラックの人身事故件数

	本年4月末	増減数	昨年同時期	本年4月末 県内交通事故件数
件数	13	0	13	972(-256)
死者数	0	0	0	10(-10)
負傷者数	15	-5	20	1201(-365)

- 年間目標は「第1当事者の死亡事故ゼロ 人身事故50件以下」です。このペースでいけば、目標は達成できます。気を引き締めてがんばりましょう。